全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会) 【概要】

平成24年1月20日(金)

雇用均等 · 児童家庭局

《目次》

1.	平成24年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	平成24年度以降の子どものための手当制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3.	年少扶養控除の廃止に伴う地方増収分の取扱いについて ・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4.	安心こども基金の積み増し・延長について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
5.	保育所待機児童の解消について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
6.	社会的養護の充実について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
7.	母子家庭等自立支援対策について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
8.	児童虐待防止対策の強化について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
9.	妊婦健康診査支援基金の積み増し・延長について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
10.	母子健康手帳の改正について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
11.	東日本大震災への対応について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
12.	その他
(1) 改正育児・介護休業法の全面施行について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3	③ ファミリー・サポート・センター事業について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
13	施策照会先一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

平成24年度 雇用均等・児童家庭局 予 算 案 の 概 要

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と家庭の両立の実現に向け、育児・介護休業制度の定着促進を図るとともに、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制の整備、両立支援に取り組む事業主への支援など、育児・介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等対策の推進やパートタイム労働者の均等・均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子どものための手当制度
- 2 待機児童の解消などに向けた取組
- 3 児童虐待への対応、社会的養護の充実など
- 4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 5 母子保健医療対策の推進
- 6 育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備(「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の充実)(再掲)

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備(「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施)
- 3 パートタイム労働者等の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

〇予算額の状況

	2 3 年度 予算額	2 4 年度 予算(案)額	伸び率
局 合計 「子どものための手当制度」を除いた場合	2兆7, 738億円	2兆985億円	▲ 24. 3% ▲ 0. 2%
一般会計	2兆6,880億円	2兆229億円	▲ 24.7%
特別会計	858億円	756億円	▲ 11.9%
年金特別会計 子どものための 金銭の給付勘定 (仮称)			
うち子ども育成 事業費 (仮称)	7 2 4 億円	633億円	▲ 12.6%
労働保険特別会計 労災勘定 雇用勘定	1 3 4 億円 5 億円 1 2 8 億円	1 2 3 億円 4 億円 1 1 8 億円	▲8.3% ▲20.7% ▲7.8%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

1 子どものための手当制度

《1兆9,577億4千4百万円→1兆2,839億5千1百万円》

平成24年度以降の子どものための手当制度に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成24年度予算に計上するとともに、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法附則第2条第1項の規定を踏まえ、児童手当法を改正する所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。

給付費総額 2兆2.857億円

* 上記のうち、国負担分1兆3,283億円(厚生労働省予算1兆2,843億円、国家公務員分441億円)

- ① 3歳未満の子ども一人につき月額15,000円を、3歳以上小学校修了までの子ども(第1子・第2子)一人につき月額10,000円を、3歳以上小学校修了までの子ども(第3子以降)一人につき月額15,000円を、小学校修了後中学校修了までの子ども一人につき月額10,000円を支給する。年少扶養控除廃止に伴う手取り額の減少に対応するため、所得制限以上の者については、中学校修了までの子ども一人につき、5,000円を支給する。
- ② 所得制限は960万円(夫婦、子ども2人)を基準とし、これまでの児童手当制度と同様に 扶養親族数等に応じた加減等を行い、被用者・非被用者の水準は同一とする。また、所得 制限は、平成24年6月分から適用する。
- ③ 所得制限額未満の被用者に対する3歳未満の子どもに係る手当の費用の15分の7を事業主が負担し、その他の子どもに係る手当の費用を国と地方が2対1の割合で負担する仕組みとする。なお、都道府県と市町村の負担割合は、1対1とする。
- ④ 公務員については、所属庁から支給する。
- ⑤ 特別措置法で設けられた、保育料の手当からの直接徴収、学校給食費等の本人同意による手当からの納付、子どもの国内居住要件、施設入所子どもの施設の設置者への支給等については、同様の仕組みを設ける。
- ※ 子ども手当事務取扱交付金を一般財源化(年少扶養控除の廃止等による地方財政の 増収分で対応)。

2 待機児童の解消などに向けた取組

(1)待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

4,304億1千0百万円

待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大(約5万人)を図る。 また、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、延長保育(54.9 万人→58.0万人)、休日・夜間保育(休日:9万人→10万人、夜間:196箇所→224箇所)、病児・病後児保育(延べ115.5万人→延べ143.7万人)などの充実を図る。

(参考)【平成23年度第4次補正予算案】

○「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化

1 24億円

- ・ 従来から実施している施設整備費支援と併せて、運営費支援について「安心こども基金」で実施する。
- 対象を待機児童のいる全ての自治体に拡大し、グループ型小規模保育事業での緊急 時の安全対策等を管理する人の配置に要する経費や職員の配置等の基準を満たす 認可外保育施設の開設準備経費等について、新たに財政支援を行う。
- ・「地方版子ども・子育て会議」の設置や小規模かつ多機能な保育事業の実施により、 保育サービスの供給が不足している地域にきめ細かく対応するモデル事業を創設する。
- ※「安心こども基金」の延長・積み増しについては、後述参照。

(2) 放課後児童対策の充実

307億6千5百万円

総合的な放課後児童対策(放課後子どもプラン)の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの 箇所数の増(25.591箇所→26.310箇所)を図る。

(3)地域における子育て支援の充実

307億円0百万円

すべての子育て家庭を対象とした様々な子育て支援事業を推進するため、地域子育て 支援拠点や一時預かりなどの設置等に対して、交付金を交付する。

※ 地方独自の子育て支援推進事業等の一般財源化等を実施(年少扶養控除の廃止等 による地方財政の増収分で対応)。

3 児童虐待への対応、社会的養護の充実など

《944億9千8百万円→999億8千7百万円》

〈うち児童入所施設措置費834億7千3百万円→892億8千1百万円〉

(1) 虐待を受けた子ども等への支援

914億7千7百万円

①児童虐待防止対策の強化等(一部新規)

児童の権利利益を擁護する観点から、本年5月に成立した「民法等の一部を改正する 法律川により親権制度等の見直しが行われたことに伴い、保護者指導の強化を図るととも に、法人等による未成年後見人制度の普及促進等を図るため、新たに支援制度(未成年 後見人に対する報酬や未成年後見人が加入する損害賠償保険料の補助)の創設等を行う。

②児童虐待防止医療ネットワークの推進(新規)

地域の医療機関が連携して虐待の早期発見・介入等の対応を行う虐待防止体制の整 備を図るため、都道府県の中核的な小児救急病院等に虐待専門コーディネーターを配置 し、地域の医療機関への研修、助言等を行う。

(2)社会的養護の充実

942億4百万円

①児童養護施設等の人員配置の引上げ

※計数は一部再掲 被虐待児等の増加に対応し、ケアの質を高めるため、社会的養護の施設の児童指導

員・保育士等の基本的人員配置を引き上げる。(児童養護施設6:1→5.5:1、乳児院1.7: 1→1.6:1、情緒障害児短期治療施設5:1→4.5:1、児童自立支援施設5:1→4.5:1、10 世帯以上の母子生活支援施設に母子支援員を1名増)

②家庭的養護の推進(一部新規)

児童養護施設等の小規模化・地域分散化を図り、家庭的養護への転換を推進するた め、里親への委託や、ファミリーホーム(80箇所→120箇所)、小規模グループケア(713 箇所→743箇所)、地域小規模児童養護施設(210箇所→240箇所)の増及び小規模グ ループケアの管理宿直等職員の配置の増(160箇所→743箇所)を図るとともに、既存の 建物の賃借料の措置費算定(月額10万円)を行うことにより、賃貸によるファミリーホーム 等の実施を推進する。

また、児童養護施設及び乳児院に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホー ムへの支援を行う里親支援専門相談員を配置する。

③被虐待児童等への支援の充実(一部新規)

社会的養護の施設等でのケアの充実を図るため、乳児院の全ての施設への被虐待児 等個別対応職員の配置、児童養護施設等の第三者評価の受審とその結果の公表の義 務化に伴う経費の措置費算定(一回30万円)、里親等への一時保護委託費の充実、児 章家庭支援センターの設置推進等を図る。

④要保護児童の自立支援の充実(一部新規)

児童養護施設等を退所する児童の自立支援の充実を図るため、児童の就職や大学等 進学時の自立生活支度費の充実(216.510円→268.510円), 自立に役立つ資格取得に要 する経費の支給(55,000円)や母子生活支援施設に入所している児童の進学時に要する 経費の支給(小学校39,500円、中学校46,100円、高校58,500円)を行うとともに、自立援助 ホームの筒所数の増(93筒所→115筒所)等を行う。

(3)配偶者からの暴力(DV)防止

57億5千4百万円

配偶者からの暴力(DV)被害者に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立 支援等 の取組を推進する。

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

《1.855億1千8百万円→1.864億5千1百万円》

(1)ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進

37億2千2百万円 ※計数は一部再掲

母子家庭の母等への就業支援を中心とした総合的な自立支援施策を推進するとともに、 養育費の確保や面会交流の支援、学習ボランティアによる児童の学習支援の推進を図

(2) 自立を促進するための経済的支援(一部新規) 1.819億2千9百万円 ひとり親家庭の自立を支援するために支給する児童扶養手当について、配偶者から の暴力(DV)被害者は、1年以上父等から養育放棄されていることを要件とせず、裁判 所の保護命令が発令される等の要件により支給対象とする。

また、手当額についてはこれまで年金と連動して同じスライド措置が採られており、 かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず手当額を据え置いたことにより、1.7%、 本来の手当額より高い水準の手当額で支給している措置について、年金と同様に、手 当額を本来の水準に計画的に引き下げる。(平成24年度から26年度の3年間で解消し、 平成24年10月から0.6%引下げ)

さらに、母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付け を行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

(3) 東日本大震災の影響を受けた母子家庭等への経済的支援【復旧・復興】 (復興庁計上) 8億0百万円

東日本大震災の影響を受けた母子家庭等に対し、母子寡婦福祉貸付金による経済 的支援を行う。

5 母子保健医療対策の推進

《262億4百万円→270億6千4百万円》

(1)不妊治療等への支援

105億1千万円

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

また、不育症に悩む人への相談体制の充実を図るとともに、HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス1型)の母子感染に関する保健指導の推進を図る。

(参考)【平成23年度第4次補正予算案】

〇妊婦健康診査支援基金の積み増し・延長(平成24年度末) 181億円 妊婦が必要な回数(14回程度)の健診が受けられるよう、公費助成を行う「妊婦健康 診査支援基金」の平成24年度までの積み増し・延長を行う。

(2) 小児の慢性疾患等への支援

163億4千0百万円

小児期に小児がんなどの特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童等の健全育成を図るため、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減する。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

6 育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備(「仕事と家庭 の両立実現化プログラム」の充実)(再掲・右記参照)

《96億8千9百万円→91億7千3百万円》

(参考)【平成23年度第4次補正予算案】

〇安心こども基金の積み増し・延長(平成24年度末)

1. 234億円

平成23年度補正予算により「安心こども基金」を積み増すとともに、事業実施期限を平成24年度末まで延長する。

・保育サービス等の充実

待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施する(「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化等による、年間約5万人の受入児童数増など)。

・すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実

地域子育て創生事業(地方独自の事業への補助)は、平成23年度末で終了(年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分で対応)。

なお、子育て支援策に係る電算システムの改修への補助や東日本大震災により被災した子どもへの支援などは継続する。

・ひとり親家庭への支援

厳しい雇用情勢下で、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援などを実施する。

児童虐待防止対策の強化

子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上などを実施する。

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《5億5千6百万円→5億1千6百万円》

(1)職場における男女雇用機会均等対策の推進 男女雇用機会均等法に基づく配置・昇進等の性差別禁止に関する事業主指導等により 法の履行確保を図る。

(2)ポジティブ・アクションの取組の推進

1億3千5百万円

男女の均等度合いを企業労使で把握し、女性の活躍促進のためのポジティブ・アクション につなげるためのシステムづくり(均等の見える化)や、ロールモデル、メンター制度など若い 女性が将来のビジョンを描けるための支援を推進する。

2 育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備(「仕事と家庭の両立実 現化プログラム」の充実)

《96億8千9百万円→91億7千3百万円》

(1)両立支援に取り組む事業主等への助成金の支給

85億8千2百万円

働き続けながら育児・家族介護を行う労働者の雇用の継続を図るため、子育て期における 短時間勤務制度を導入し労働者に利用させる等、雇用環境の整備を行う事業主等に助成金を支給する。

また、両立支援への取組が遅れている中小企業の底上げを図るため、「中小企業両立支援助成金」により、引き続き中小企業における育児休業終了後の継続就業等を促進する。

(2) 両立支援に関する雇用管理改善事業の実施

4億8千5百万円

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等の処遇等に関するベストプラクティスの普及等を引き続き行うとともに、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を行うため、雇用均等指導員(両立担当)(仮称)(新規)を都道府県労働局に配置する。

また、「イクメンプロジェクト」の実施により男性の育児休業取得を促進する。

(3) 改正育児・介護休業法の円滑な施行

8千3百万円

改正育児・介護休業法に基づく制度の普及・定着に向けた導入指導等の強化により、 仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備促進を図る。

(4)中小企業における次世代育成支援対策の推進

2千3百万円

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定等が行われるよう指導を行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう周知・啓発に取り組む。

3 パートタイム労働者等の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進 《19億1千0百万円→24億8千8百万円》

パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助や職務分析・職務評価の導入支援を行うほか、労働政策審議会でのパートタイム労働者の公正な待遇の確保に向けた法制度の整備についての検討を踏まえ、必要な措置を講ずる。

また、均衡待遇・正社員化推進奨励金の活用により、パートタイム労働者と有期契約労働者の均衡待遇・正社員への転換の実現を一体的に推進する。

4 多様な働き方に対する支援の充実

《1億8千8百万円→2億8千5百万円》

(1)短時間正社員制度の導入・定着の促進(一部再掲)

2億4千4百万円

短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、事業主への奨励金の支給による支援とともに、導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供を行う。

(2)良好な在宅就業環境の確保

4千1百万円

在宅就業を良好な就業形態とするため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者と仲介機関を対象とした支援事業を実施する。

子ども手当に関するこれまでの経緯

平成22年度子ども手当支給法関係

H21.12.23 4大臣合意

H22.1.29 平成22年度子ども手当支給法案閣議決定

<u>H22.3.26 平成22年度子ども手当支給法成立</u> (H22.4.1施行)

平成23年度子ども手当支給法関係

H22.12.20 5大臣合意

H23.1.28 平成23年度子ども手当法案閣議決定

H23.3.22 子ども手当を6か月延長する法案(つなぎ法 案)提出(議員立法)

H23.3.31 平成23年度法案を撤回

H23.3.31 つなぎ法成立(H23.4.1施行)

つなぎ後の子どもに対する手当制度の検討関係

H23.5.2 平成23年度第1次補正予算成立

H23.8.4 「子どもに対する手当制度のあり方につい て」3党幹事長・政調会長合意

H23.8.12 「国と地方の協議の場」開催

H23.8.17 平成23年度子ども手当支給特別措置法案 閣議決定・国会提出

H23.8.26 特別措置法成立(H23.10.1施行)

H23.11.29 「国と地方の協議の場」開催

H23.12.15 「国と地方の協議の場」開催

H23.12.20 「国と地方の協議の場」開催

H23.12.20 4大臣合意

児童手当(~21年度)・子ども手当(22・23年度前半)・子ども手当(23年度後半)の比較 児童手当法 子ども手当法 子ども手当特別措置法 (~21年度) (22・23年度前半) (23年度後半) 支給対象となる子どもの拡充・支給額の改善(H23.10~) 【0歳~中学生】 【0~3歳未満】 【0~3歳未満】 月額13.000円 一律 月額10.000円 一律 一律 月額15.000円 【3歳~小学校修了】 【3歳~小学校修了】 第1子•第2子 月額 5.000円 第1子•第2子 月額10.000円 第3子以降 月額10,000円 月額15,000円 第3子以降 【中学生】 【中学生】 (支給せず) 一律 月額10.000円 <給付総額:1兆円> <給付総額:2.7兆円> ※3党合意: <給付総額: 2.2~2.3兆円程度> 所得制限基準の緩和(H24.6~) 所得制限 無し 所得制限 有り 平成24年6月分から所得制限を実施。 被用者: 年収860万円 ※22-23年度(24.5月支給分まで) ※併せて、所得制限を超える者に対する必要な税 制上 ・財政上の措置等について検討した上で、 (専業主婦、児童二人世帯の場合) 所要の措置を講じる。 ※ 扶養親族数により差がある。 ※3党合意: 年収960万円程度(夫婦と児童二人世帯) 手当を必要とする子どもに届く改善(H23.10~) ■施設入所の子ども、里親 すべての子どもについて施設 ・親が監護している →親へ支給 親が監護している →親へ支給 (設置者)へ支給 ・親がいないor親から虐待 →支給されない ・親がいないor親から虐待 →「安心子ども基金」から支給

■両親の別居

子どもの生活費を主に負担している親へ支給

■子どもの居住地

国外でも支給

国外でも支給(確認事務の厳格化)

子どもと同居している親に支給

留学を除き、支給しない

地域の実情に対応するための措置(H23.10~)



- ●地域独自の子育て支援サービス(現物サービス)や待機児童対策を実施するための交付金を新設。
- ●保育料や学校給食費などへ充当可能とする(学校給食費等は本人の同意が必要)。

児童手当法の一部を改正する法律案の概要(未定稿)

概要

- (1)「子どものための手当」の支給額
 - ①所得制限額未満である者

3歳未満 月額1万5千円

3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) 月額1万円

3歳以上小学校修了前(第3子以降) 月額1万5千円

中学生 月額1万円

②所得制限額以上である者 月額5千円

※ 所得制限額は、960万円(夫婦・2人世帯)を基準に設定(政令で規定)し、平成24年6月分から 適用する。

(2)費用負担

国と地方(都道府県・市町村)の負担割合を、2:1 とし、被用者の3歳未満(所得制限額未満)については7/15を事業主の負担とする。(公務員分については所属庁の負担とする。)

- (3)その他 ※ 平成23年度子ども手当支給特別措置法に盛り込んだ以下の事項を本法案にも規定
 - ①子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)
 - ②児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給
 - ③未成年後見人や父母指定者(父母等が国外にいる場合のみ)に対しても、父母と同様(監護・生計同一)の要件で手当を支給(父母等が国外居住の場合でも支給可能)
 - ④監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者に支給 (離婚協議中別居の場合に支給可能、単身赴任の場合を除く)
 - ⑤保育料を手当から直接徴収できる仕組み、学校給食費等を本人同意により手当から納付することができる仕組みと する

施行日

平成24年4月1日(所得制限は、平成24年6月分から適用)

平成24年度の子どものための手当について

[給付総額] 2兆2,857億円 (内訳) 国負担分 : 1兆3,283億円

地方負担分 : 7,831億円

事業主負担分: 1,742億円

※ 数字は公務員分を含めた数字

※ 24年2月・3月分は現行の特別措置法に基づく費用を計上

※ 24年4月分から25年1月分は平成23年12月20日の4大臣合意に基づき計上

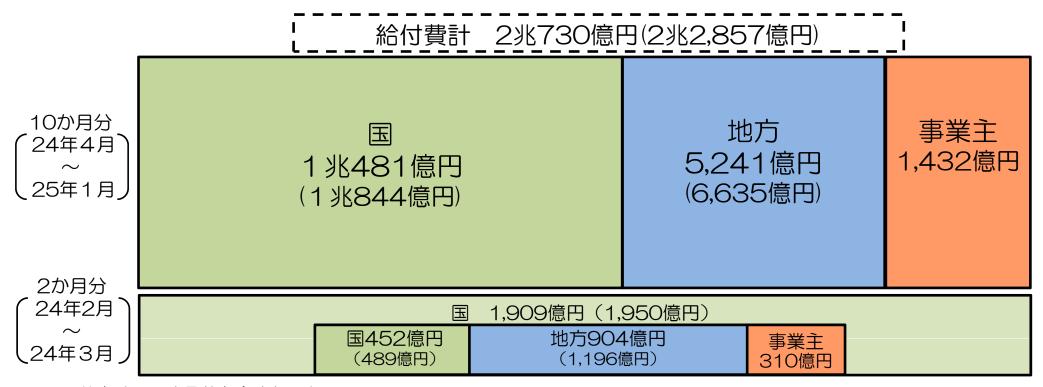
【H24概算要求ベース】 2兆2,232億円 国負担分 : 1兆5,099億円

地方負担分 : 5,391億円 事業主負担分 : 1,742億円

※数字は公務員分、特例交付金を含めた数字。

「その他]

- ▶ 「子ども手当事務費交付金」については、24年度より一般財源化(年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分で対応)
- ▶ 市町村のシステム改修経費については、安心こども基金を活用(23年度第4次補正予算案で所要額を確保)



※数字は、公務員分を含めないもの。

なお、()内の数字は、公務員分(国家公務員:441億円、地方公務員:1,686億円)を含めた金額。

地方増収分(使途未定分)の取扱いについて

- 1. 平成24年度における取扱い
- ① 現金給付の地方負担 1,087億円 国: 地方=2:1(恒久化) ※所得制限超世帯への措置は月額5,000円を前提
- ② 子ども手当特例交付金 1,353億円 平成22年度の子ども手当の創設に伴う負担の増大 に対応する地方特例交付金について、子ども手当から 子どものための手当への制度改正に伴い整理する。
- ③ 減収補塡特例交付金 500億円 平成24年度税制改正に伴い必要となる市町村の自 動車取得税交付金の減収の一部を補てんするための 地方特例交付金の措置を国費から地方の増収分に振 り替える。
- ④ 地方の自由度の拡大にあわせた一般財源化等 1.841億円
 - 子育て支援交付金(地方独自の子育て支援推進事業等)(93億円)
 - ・地域子育て創生事業(124億円)
 - ・子ども手当事務取扱交付金(98億円)
 - ・国民健康保険都道府県調整交付金(1,526億円) 都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、国定率負担から都道府県 調整交付金へ移す(給付費等の2%分)。
- ⑤ 平成24年度における暫定的対応として、特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用 269億円

- 2. 特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担については、その解消に平成24年度予算から取り組み、早期の解消を目指す。
- 3. 平成25年度以降の対応

年少扶養控除の廃止等による地方増収であることに鑑み、平成25年度に平年度化する地方増収(追加増収分:675億円)及び1.⑤の暫定対応分は、平成24年度増収分に係る対応に代えて、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用することとし、その具体的内容は今後検討する。

子育て関係事業の一般財源化等について

年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分について

- ①子どものための手当の国と地方の負担を2:1とする(1,087億円)
- ②子ども手当特例交付金を整理する(1.353億円)

とともに、下記の事業について、地方の自由度の拡大にあわせた一般財源化等を実施することとしたものである。

平成23年度予算

〇子育て支援交付金(500億円)

- ①次世代育成支援対策推進事業(12事業) 【特定事業】(6事業)
 - •乳児家庭全戸訪問事業
 - ・地域子育て支援拠点事業のほか4事業
 - 【その他の事業】(6事業)
 - •次世代育成支援人材養成事業
 - 子育て支援ネットワーク事業
 - ・子どもの事故予防強化事業
 - ・へき地保育所費
 - ·家庭支援推進保育
 - ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ②地方独自の子育て支援推進事業
- ③子育て支援環境整備事業(4事業)
 - •民間児童館活動事業
 - •児童福祉施設併設型民間児童館事業
 - ・地域子育て環境づくり支援事業
 - •地域組織活動育成事業
- ④待機児童解消「先取り」プロジェクト事業 (運営費支援)

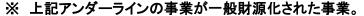
平成24年度予算案

- 〇一般財源化された事業(93億円)
 - ①次世代育成支援対策推進事業【その他の事業】のうち3事業
 - •次世代育成支援人材養成事業
 - •子育て支援ネットワーク事業
 - ・子どもの事故予防強化事業
 - ②地方独自の子育て支援推進事業
 - ③子育て支援環境整備事業(4事業)
 - ·民間児童館活動事業
 - •児童福祉施設併設型民間児童館事業
 - ・地域子育て環境づくり支援事業
 - ▪地域組織活動育成事業

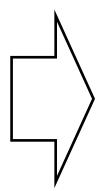
〇子育て支援交付金(307億円)

- ①次世代育成支援対策推進事業(9事業) 【特定事業】(6事業)
 - 【その他の事業】(3事業)
- 〇安心こども基金に組替え(124億円)(注)
 - ①保育サービス等の充実
 - _待機児童解消「先取り」プロジェクト事業

(運営費支援)



※ (注)待機児童解消「先取り」プロジェクト事業(運営費支援)については、平成23年度第4次補正予算案で安心子ども基金に組み替え、従来から 実施している施設整備費支援と併せて実施。



〇子ども手当事務取扱交付金(98億円)

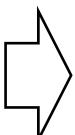


<u>一般財源化(98億円)</u>

※ 「子ども手当事務費交付金」については、従前の児童手当分に係る事務費が既に一般財源化されていること、来年度以降の手当制度 が児童手当法の改正により一つの手当として恒久化することから、交付事務の簡素化の観点も踏まえ、一般財源化を実施。

平成23年度第4次補正予算案

- 〇安心こども基金
 - ①保育サービス等の充実
 - ②すべての子ども・家庭への支援・地域子育て創生事業
 - ③ひとり親家庭等への支援の拡充
 - 4社会的養護の拡充
 - ⑤児童虐待防止対策の強化
 - ⑥その他事業



- 〇一般財源化された事業(124億円)
 - ①すべての子ども・家庭への支援
 - ・地域子育て創生事業
- 〇安心こども基金の積み増し・延長(1,234億円)
 - ①保育サービス等の充実(注) 待機児童解消「先取り」プロジェか事業(運営費支援) (子育て支援交付金より組替え(124億円))
 - ②すべての子ども・家庭への支援
 ・子育て支援策に係る電算システムの改修への
 補助や東日本大震災により被災した子どもへの
 支援等は、引続き実施
 - ③ひとり親家庭等への支援の拡充
 - 4社会的養護の拡充
 - ⑤児童虐待防止対策の強化
 - ⑥その他事業

- ※ アンダーラインの事業が一般財源化された事業。
 - (「地域子育て創生事業」は、平成24年度から一般財源化。子育て支援策に係る電算システムの改修への補助や東日本大震災により被災した子どもへの支援等については引き続き「安心こども基金」で実施。)
- ※ (注)については、1枚目と同様。

安心こども基金の積み増し・延長(平成23年度第4次補正予算案の概要)

○安心こども基金について、積み増すとともに実施期限を延長する。

積み増し額: 1,234億円 (文科省分(36億円)を含めた合計は、1,270億円)

実施期限: 平成24年度末まで延長(※)

※ 保育所の整備事業等については、24年度中に工事に着手し、25年度に完了等が見込まれる場合は助成対象とする。

(事業内容)

〇保育サービス等の充実

待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施(「待機児童解消「先取り」 プロジェクト」の強化(※)等による、年間約5万人の受入児童数増など)。

※「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化【124億円】

- ・従来から実施している施設整備費支援と併せて、運営費支援について「安心こども基金」で実施する。
- ・対象を待機児童のいるすべての自治体に拡大し、グループ型小規模保育事業での緊急時での安全対策を管理する人の配置に 要する経費や職員の配置等の基準を満たす認可外保育施設の開設準備経費等について、新たに財政支援を行う。
- ・「地方版子ども・子育て会議」の設置や小規模かつ多機能な保育事業の実施により、保育サービスの供給が不足している地域 にきめ細かく対応するモデル事業を創設する。

○すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実

地域子育て創生事業(地方独自の事業への補助)は、平成23年度末で終了(年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分で対応)。

子育て支援策に係る電算システムの改修への補助や東日本大震災により被災した子どもへの支援などを実施。

〇ひとり親家庭への支援

厳しい雇用情勢下で、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援などを実施。

<u>〇社会的養護の推進</u>

児童養護施設等の生活環境の改善、職員の資質の向上、退所児童等の就業支援などを実施。

〇児童虐待防止対策の強化

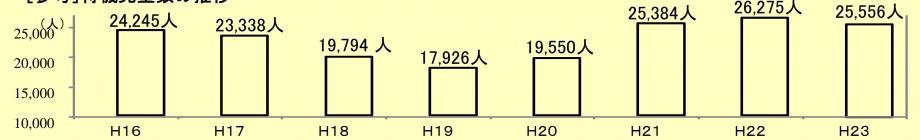
子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上などを実施。

待機児童の解消について

【保育所待機児童の概要】

- 平成23年4月1日現在の待機児童数は2万5,556人。
 - (注) 東日本大震災の影響により調査を実施できなかった岩手県、宮城県及び福島県内の8市町を除いた数。
- 〇「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月閣議決定)に基づき、保育所定員の大幅な増加を図ったこと等から、4年ぶりに減少。(前年比△719人) ※平成23年4月1日の定員は前年比46,503人増加、利用児童は前年比42,837人増加。
- 〇しかし、依然として多くの子どもの受入れ先が不足しており、待機児童の解消は喫緊の課題。

[参考]待機児童数の推移



【待機児童数の多い自治体】(待機児童数100人以上)

	自治体名		待機児童数
1	愛知県	名古屋市	1,275
2	神奈川県	横浜市	971
3	北海道	札幌市	865
4	神奈川県	川崎市	851
5	福岡県	福岡市	727
6	東京都	世田谷区	688
7	東京都	練馬区	564
8	宮城県	仙台市	498
9	沖縄県	那覇市	493
10	東京都	足立区	485
11	兵庫県	神戸市	481
12	東京都	八王子市	468
13	神奈川県	相模原市	460
14	東京都	町田市	435
15	大阪府	堺市	431
16	東京都	大田区	396

	//// U <u>—</u> .		·
	自治体名	3	待機児童数
17	大阪府	大阪市	396
18	千葉県	千葉市	350
19	東京都	板橋区	341
20	兵庫県	西宮市	279
21	沖縄県	宜野湾市	278
22	沖縄県	浦添市	274
23	東京都	江東区	273
24	東京都	江戸川区	272
25	東京都	港区	265
26	千葉県	市川市	259
27	神奈川県	藤沢市	254
28	東京都	府中市	252
29	東京都	調布市	225
30	東京都	東村山市	222
31	沖縄県	沖縄市	213
32	広島県	広島市	210

	自治体名		待機児童数
33	東京都	三鷹市	197
34	東京都	西東京市	194
35	大阪府	東大阪市	192
36	神奈川県	茅ヶ崎市	175
37	沖縄県	うるま市	173
38	東京都	多摩市	172
39	東京都	豊島区	171
40	大阪府	茨木市	165
41	沖縄県	糸満市	156
42	千葉県	柏市	154
43	千葉県	船橋市	152
44	東京都	葛飾区	145
45	埼玉県	さいたま市	143
46	東京都	中野区	135
47	大阪府	高槻市	134
48	東京都	小平市	133

	自治体名		待機児童数
49	東京都	渋谷区	128
50	北海道	旭川市	128
51	東京都	日野市	122
52	東京都	立川市	119
53	山形県	山形市	118
54	京都府	京都市	118
55	埼玉県	朝霞市	116
56	東京都	小金井市	115
57	静岡県	浜松市	115
58	沖縄県	八重瀬町	111
59	東京都	東久留米市	107
60	東京都	墨田区	104
61	東京都	武蔵野市	104
62	埼玉県	川口市	103
⊚ 4	計(待機児童	100人以上)	18,650

「待機児童解消『先取り』プロジェクト」の拡充強化について

〇「待機児童解消「先取り」プロジェクト」については、待機児童解消の取組を加速するため、平成23年度第4次補正予算案での「安心こども基金」の積み増し・延長に伴い、従来から実施している施設整備費支援と併せて運営費支援についても基金で実施することとし、事業内容の拡充強化を図る。<u>(4次補正予算成立後、実施。)</u>

平成23年度

拡充強化

4次補正予算案

待機児童10人以上の自治体で実施

待機児童がいる全ての自治体で実施

(施設整備費支援)

【実施内容】

〇保育所緊急整備事業

- ・保育所を整備する際の補助率嵩上げ
- ・ 土地借料の補助の創設

〇賃貸物件による保育所整備事業

・賃貸物件を活用する際の補助率嵩上げ

〇家庭的保育改修等事業

・家庭的保育を実施する場合の賃貸料・改修費等の補助率の引上げ

·子育て支援交付金】 (運営費支援)

【実施内容】

○グループ型小規模保育事業

複数の家庭的保育者(保育ママ)が同一の場所 で保育を実施する事業

○認可外保育施設運営支援事業

最低基準を満たす認可外保育施設に対する運営 費補助

※子育て支援交付金事業については、追加協議を受付中 (1月27日まで)。積極的な活用をお願いしたい。

【施設整備費支援の充実】

〇保育所緊急整備事業

左記に加え、

- ・「定員要件30名まで → 定員要件撤廃」及び
- ・「地域の余裕スペースの活用(公的施設に限定)→ 民間施設も可」

〇賃貸物件による保育所整備事業

左記に加え、

- ・「定員要件30名まで → 定員要件撤廃」及び
- ・「地域の余裕スペースの活用(公的施設に限定)→民間施設も可」

〇家庭的保育改修等事業

左記に加え、

・「地域の余裕スペースの活用(公的施設に限定)→民間施設も可」

【運営費支援の充実】

- ○グループ型小規模保育事業
 - ・左記に加え、緊急時の安全対策等を管理する保育事業管理者(主任 保育ママ)の配置のための経費を補助

〇認可外保育施設運営支援事業

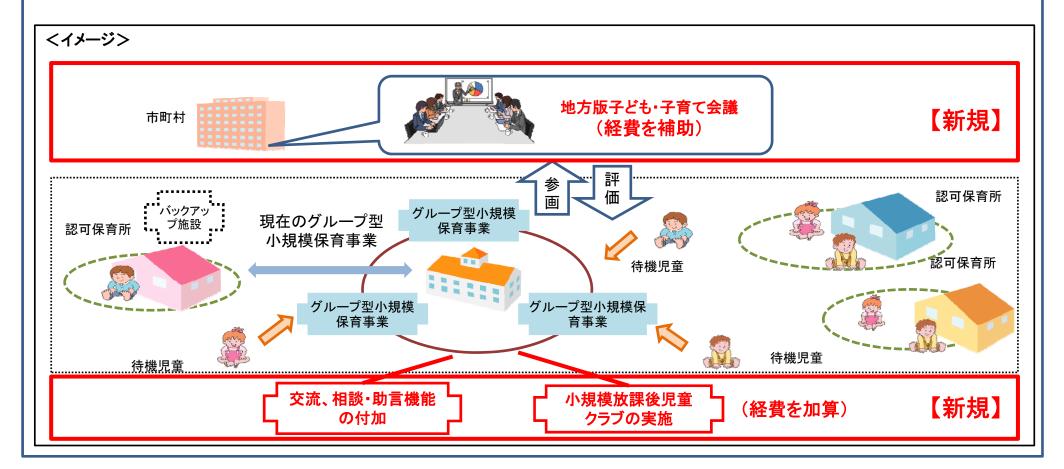
- ・左記に加え、事業実施のための準備等が可能となるよう開設準備経 費(人件費等)を補助
- ○「地域型保育・子育て支援モデル事業」の創設

市町村内における地域的な需給不均衡について、小規模かつ多機能な保育事業を実施し、地域の保育ニーズにきめ細かく対応するとともに、各市町村に子育て当事者が参画し、政策効果の検証や事後評価を行う「地方版子ども・子育て会議」を設置。

「地域型保育・子育て支援モデル事業」の概要

[大都市モテル] (待機児童を50人以上抱える特定市町村などを想定) ※25市町村程度

- 待機児童を多く抱える人口集中地域において、現在、実施している「グループ型小規模保育事業」をベースとして実施する。
- 具体的には、下記の補助により、住民の多様なニーズにきめ細かく応えるとともに、新たに配置された職員との連携・協力 により、「グループ型小規模保育事業」の円滑な実施を図る。
 - ① 子育て当事者等が参加する「地方版子ども・子育て会議」を設置する経費
 - ② 「交流、相談・助言機能」や「小規模放課後児童クラブ」(10人未満)を併せて設置するのに必要な経費



[一般市町村モデル](合併により市域が拡大した市町村などを想定)※150市町村程度

- 合併により市域が拡大した市町村などでの保育サービスの地域的な需給バランスを迅速に改善するため、既存施設(公営 住宅・老人デイサービスセンター、障害児施設等)の活用により、小規模な保育事業(20名未満)を実施する。
- その際、「地方版子ども・子育て会議」を設置するとともに、「交流・相談」や「小規模放課後児童クラブ(10人未満)」の機能も持たせることとし、住民の多様なニーズに対応しながら、それらの事業間で職員が相互に連携・協力することにより、小規模保育事業の円滑な実施を図る。

(補助の例)

- ◆ 地方版子ども・子育て会議等費(会場借料、賃金職員雇い上げ費等)
- ◆ 小規模保育(定員18名)、小規模放課後児童対策(10名未満)、交流·相談助言
 - ・常勤保育士・非常勤保育士・調理師・嘱託医手当・事業費(保育材料費、保健衛生費等)・賃借料

